

すみだ

'96.7.24

区議会だより

NO. 95

発行：墨田区議会事務局

130墨田区吾妻橋一丁目23番20号 ☎5608-1111代表



「ゲートボール」-錦糸公園にて- 柳原幸之助さん(押上三丁目在住)の作品です。

※ 写真募集中! 詳細4面

●第2回——定例会

「スポーツ振興投票(サッカーくじ)法案」の提出に反対する意見書を
関係機関に提出
可決

墨田区議会は、平成8年第2回定例会を6月13日から6月28日までの16日間にわたって開きました。この定例会では、3名の議員が一般質問を行ったほか、区長から提出された全議案を原案どおり可決しました。

また、「スポーツ振興投票(サッカーくじ)法案」の提出に反対する意見書を含む議員提出議案2件を全会一致で可決しました。

3名の議員が一般質問

6月13日の本会議で、一般質問を行いました。
に先立ち、瀧澤良仁議員、柴田昌男議員、早川幸一議員、大和久常雄議員が在職25年を迎えたことから、「永年在職議員表彰の決議」を行いました。(2・3面参照)

可決した主な議案

■墨田区乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
平成8年10月1日から、医療費助成対象の乳幼児の範囲を3歳になった月の末日までから、6歳に達した年度末までに拡大するものです。拡大は所得制限があります。
■平成8年度墨田区一般会計補正予算
清掃車庫等建設に係る調査費、錦糸町駅北口地区市街地再開発関連事業費の追加、防災都市づくり整備方針・計画策定事業費として総額4677万4千円を追加するものです。

■区分所有建物の買入れについて
横川五丁目地区市街地再開発事業により完成した「プリメール島」の一部を横川出張所として使用するために買入れるものです。
■「スポーツ振興投票(サッカーくじ)法案」の提出に反対する意見書
ギャンブル性が高く、青少年の健全な成長を妨げ、スポーツの発展を促める「サッカーくじ」法案の提出に強く反対するものです。また、このほか、首都機能移転反対に関する決議を全会一致で可決しました。(3面参照)

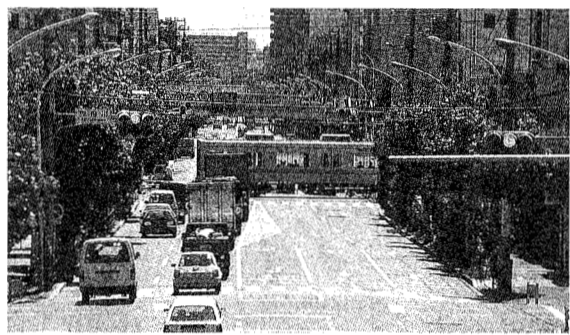
会議日程——(会期16日間)
第2回定例会中に開かれた主な会議は次のとおりです。

6月13日	本会議	・会期の決定 ・一般質問 ・議案の議決 ・区長提出議案の委員会付託
20日	地域振興文教委員会	・付託事項の審査等
21日	厚生保健委員会	・付託事項の審査等
24日	区民商工建設委員会	・付託事項の審査等
25日	企画総務委員会	・付託事項の審査等
27日	議会運営委員会 区議会だより編集委員会	・本会議の議事運営 ・第95号の発行について
28日	本会議	・議案の議決

区政を問う!

一般質問

定例会初日の6月13日の本会議において、自由民主党、公明、日本共産党から、3名の議員が特別区制度改革、清掃車庫候補地の今後の利用計画、生活保護行政などについて、区長に対して一般質問を行いました。



京成線曳舟駅周辺

い。なお、財政支援については、都に強く要望したい。税財政制度の改革については検討を進めており、都区間配分、調整率、税配分、区間配分を平成10年度に確定させ、平成12年度から新制度を実現したい。

活再建、営業の継続等に十分配慮して、地元の合意形成を図っていく。また、高架下の活用について

は、関係機関で検討委員会を設置し、地元の意見、要望が反映できるように十分検討していきたい。

清掃車庫候補地の今後の利用計画について

公明

問 清掃車庫候補地として、業平五丁目第一製薬工場研究所跡地約4千平方メートルを土地開発公社が先行取得し、車庫だけでなく、福祉施設等を合築した複合施設を考えていると報道された。地元住民との合意が前提だが、実情を考えれば、痴呆性老人の受入れを優先する特養ホームが一つの選択肢として考えられる。車庫以外に特養ホームを含め、どんな施設が考えられるか、周辺住民との協議はどんな形でなされるか、さらに、今後のスケジュールを伺う。

答 清掃車庫候補地として、業平五丁目第一製薬工場研究所跡地約4千平方メートルを土地開発公社が先行取得し、車庫だけでなく、福祉施設等を合築した複合施設を考えていると報道された。地元住民との合意が前提だが、実情を考えれば、痴呆性老人の受入れを優先する特養ホームが一つの選択肢として考えられる。車庫以外に特養ホームを含め、どんな施設が考えられるか、周辺住民との協議はどんな形でなされるか、さらに、今後のスケジュールを伺う。

高齢者就労問題について

問 5月22、23日に開催した地元説明会で出された意見や質疑の内容を区はどのようにとらえたか。また、地元の合意形成に向けて意見・要望があると思われる。なかでも事業区域内の地権者の理解と協力を得ることが重要と考えるが、どのように対応していくつもりか。さらに、今回の立体化事業では、駅前広場や再開発とともに、地域の活性化、利便性の向上、周辺のまちづくりへの波及効果等を考えると、高架下の活用が重要となるが、その活用方法をどう考えているか。

答 全体としては、立体化に対する期待と同時に直接影響を受ける方々の不安も出されたが、一応のスタートはできたと受け止めている。この事業は、長い間待ち望んでいたものだが、沿線の少なからぬ方々に大きな影響を与えることとなるので、環境問題、生

特別区制度改革について

自由民主党

問 国・都・区の三者関係者で構成された「都区制度改革連絡調整会議」が設置され、平成12年の改革実施が確認されたと聞くが、法改正に向けての現在の状況はどうか。また、清掃車両の車庫整備用地を確保したが、その土地の有効活用について、区長はどう考えているか。さらに、車庫整備に対する都の補助要綱が提示されたが、財政的支援は十分なのか。最後に、大枠で合意されている税財政制度の改革について、さら

答 国・都・区の三者関係者で構成された「都区制度改革連絡調整会議」が設置され、平成12年の改革実施が確認されたと聞くが、法改正に向けての現在の状況はどうか。また、清掃車両の車庫整備用地を確保したが、その土地の有効活用について、区長はどう考えているか。さらに、車庫整備に対する都の補助要綱が提示されたが、財政的支援は十分なのか。最後に、大枠で合意されている税財政制度の改革について、さら



清掃車庫候補地

問 地域福祉計画でも、特養ホームの建設は緊急課題として位置づけられており、ご提案の趣旨等を含め検討したい。次に、地元との協議については、現在、建設規模や施設内容等計画素案の内部検討を進めており、これをもとに地元調整を図ることになるが、早

答 地域福祉計画でも、特養ホームの建設は緊急課題として位置づけられており、ご提案の趣旨等を含め検討したい。次に、地元との協議については、現在、建設規模や施設内容等計画素案の内部検討を進めており、これをもとに地元調整を図ることになるが、早

委員会の焦点

「主な審査結果等」

区議会では、本会議に提出された条例等の議案や、受理した請願・陳情を審査・調査するために、4つの常任委員会を設置し、専門的な立場から審議しています。

今定例会中での常任委員会もようは、次のとおりです。

「サッカーくじ法案」反対に関する陳情を採択
企画総務委員会

防災都市づくり整備方針・計画策定について報告される
区民商工建設委員会

〔6月25日〕

議案 平成8年度墨田区一般会計補正予算・錦糸町駅北口地区再開発関連事業費の追加3500万円や防災都市づくり整備方針・計画策定事業費655万6千円、清掃車庫等整備事業費521万8千円の追加で、総額467万7千4百円を追加するもの—原案どおり可決すべきものと異議なく決定した。

〔6月24日〕

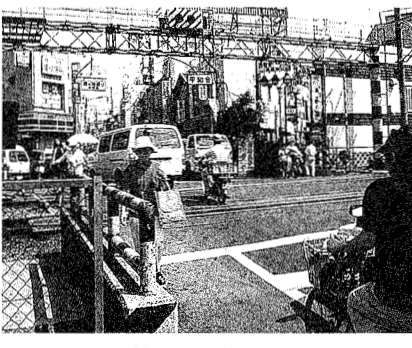
陳情 除籍簿、消除された戸籍の附票等の保存期間の延長に関する陳情—除籍簿・改製原戸籍の保存期間の延長については、「趣旨に沿うよう努力された」との意見を付して採択の上、執行機関に送付すべきものとし、消除された戸籍附票の保存期間の延長については、現段階では、「趣旨に沿うことは困難である」との理由により、不採択とすべきものと異議なく決定した。

陳情 「サッカーくじ法案」反対に関する陳情—委員から「青少年の健全育成には好ましくない」「青少年に与える影響は大きい」などの意見が出され、採択すべきものと異議なく決定した。

報告 防災都市づくり整備方針・計画策定について—災害に強い都市づくりを効果的・集中的に推進するため、平成8年3月に策定された都の防災都市づくり(基本計画)の中で、鐘ヶ淵周辺地区が重点地区(候補地)として指定された。今後、これらを受けて、平成9年2月までに、整備方針・整備計画を策定するとの報告があった。



錦糸町駅北口再開発地区



鐘ヶ淵通り

生活保護行政を改善せよ

日本共産党

問 高齢者や障害者の自殺や餓死等が相次ぎ、その背景に生活苦や生活保護のしめつけ等が考えられるが、どう受け止めるか

答 高年齢者や障害者の自殺や餓死等が相次ぎ、その背景に生活苦や生活保護のしめつけ等が考えられるが、どう受け止めるか。また、区の保護率低下をどう見ているか。就労指導や扶養義務調査の対応が、厚生省基準より厳しいとしたら大問題だ。次に、窓口一括払いが増えているが、事実上の「生活保護しめつけ」の一環であるとしたら問題だ。なぜ、これほど増えているのか。今年、「国際貧困根絶年」でもあり、生活保護行政の抜本的な改善が必要と思うがどうか

問 円の無利子融資を行い、追加負担も考えられる。計画を根本から見直せ。次に、不況と産業空洞化の下、融資枠拡大、緊急融資の継続や業者の実態を調査し産業施策のあるべき方向を打ち出せ。また、「セーフガード」の発動を国に要請せよ。

答 当初の構想の理念に沿った進捗と認識し、区も事業推進に取組み、見直す考えはない。収入内容は、業者との契約等慎重な取扱いが必要で理解願いたい。融資の充実は今後も努め、緊急融資の継続は、企業の実態は、企業台帳を分析し、空洞化の状況等を把握して、施策の方向は、産業振興プランの具体化を図る。なお、現状での「セーフガード」の要請は困難である。



ファッションセンター建設予定地

ファッションセンターの見直しを求める

問 ファッションセンターのホテルとの合築で産業振興用フロアは半分以下に激減、機能面も縮小される。どう認識するか

答 また、収支計画を明らかにせよ。さらに、52億円の支出に加え50億

今定例会で議決した決議・意見書(要旨)

首都機能移転反対に関する決議

国会において、首都移転を促進する「国会等の移転に関する法律」の改正案が上程されたが、首都機能移転は、都民生活にとって影響の大きな問題であり、特に特別区にとっては、行財政制度上のみならず地域形成のうえでも極めて重要な問題である。しかも、首都機能移転には1兆円の費用がかかること国土庁は試算しており、不況に苦しむ国民にさらなる負担を強いることも懸念される。本来、多極分散型都市を形成するには、地方自治体への広範な権限委譲を行い、地方自治の確立を図ることが重要であり、関係自治体の意向や世論あるいは、高齢化・国際化などの社会動向を踏まえた広範かつ十分な論議を尽くさず改正案を上程したことは誠に遺憾である。よって、墨田区議会は、首都機能移転に強く反対するとともに、地方自治の確立に向けた議論を大いに展開されることを求めるものである。右、決議する。

「スポーツ振興投票(サッカーくじ)法案」の提出に反対する意見書

スポーツ施設整備や指導者育成などへの新たな財源確保のため、サッカーくじ法案を国会に再三提出する動きがあり、今後も法案の成立を目指す報道されているが、この「サッカーくじ」は、ギャンブル性が高く、青少年の健全育成に悪影響を及ぼすばかりかフェアプレー精神を歪めることから、国民の多くが導入に強い懸念を抱いており、本来、スポーツが人間の肉体的、知的、道徳的能力を発展させる価値ある文化として国民に保障されるためには、国の予算で施設拡充や指導員確保、選手養成制度の確立を図り、それを専門的に担うスポーツ関係者や団体の自覚ある活動を援助することが肝要であります。よって、墨田区議会は、青少年の健全な成長を妨げ、スポーツの発展を歪める「サッカーくじ」法案の提出に強く反対いたします。内閣総理大臣・大蔵大臣・文部大臣 あて

永年在職議員を表彰

今定例会初日の6月13日の本会議で、瀧澤良仁議員、柴田昌男議員、早川幸一議員、大和久常雄議員が、今年で在職25年を迎えたことにもなつて、永年在職議員として表彰決議を受けました。これは、区議会が、区政に対する永年の功績をたたえ表彰したものです。表彰された議員の略歴等は次のとおりです。(議席番号順)

墨田区議会自由民主党

瀧澤 良仁



(略歴) 区議会議長、総務委員長、決算特別委員長、交通対策特別委員長などを歴任。
東京都功労者表彰、区政功労者(特別)表彰などを受章。

墨田区議会自由民主党

柴田 昌男



(略歴) 区議会議長、監査委員、総務委員長、清掃工場建設対策特別委員長などを歴任。
藍綬褒章、東京都功労者表彰などを受章。

墨田区議会自由民主党

早川 幸一



(略歴) 区議会議長、監査委員、総務委員長、予算特別委員長などを歴任。
東京都功労者表彰、区政功労者(特別)表彰などを受章。

墨田区議会区民クラブ

大和久 常雄



(略歴) 防災対策特別委員長、総務副委員長、予算特別副委員長、都市開発対策特別副委員長などを歴任。
東京都功労者表彰、区政功労者(特別)表彰などを受章。

小布施町との友好協力に関する協定締結について報告される

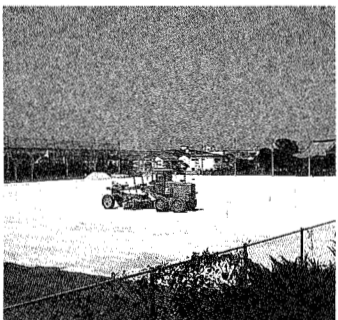
地域振興文教委員会

[6月20日]

議案 災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例。災害に際し応急措置の業務に従事した者等に対する損害補償の充実を図るため、介護補償の創設、補償基礎額の引き上げ等の改正をするもの。原案どおり可決すべきものと異議なく決定した。

報告 墨田区と小布施町との友好協力に関する協定について。葛飾北斎という歴史的遺産の共有による友好関係を通じ、防災等の広範な分野にわたった友好協力に関する協定を締結したとの報告があった。

報告 墨田五丁目運動広場の利用概要について。荒川河川敷が工事中のため、墨田五丁目遊技場に整備する運動広場の貸出方法等についての報告があった。



造成中の墨田五丁目運動広場

乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正を可決

厚生保健委員会

[6月21日]

議案 墨田区乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。乳幼児を養育している者の経済的負担を軽減することにより、子育て支援の充実を図るため、対象乳幼児の範囲を拡大するもの。原案どおり可決すべきものと異議なく決定した。

報告 JR両国駅エスカレーター

の設置について。両国駅の福祉対応型エスカレーター

の設置について報告があった。

報告 24時間対応巡回型ホームヘルプサービス事業について。常時介護が必要な高齢者及び障害者に、24時間対応巡回型ホームヘルパーを派遣し、在宅生活の自立促進と介護者の負担軽減を図ることを目的に、9月1日から試行実施するとの報告があった。



ヘルパーステーションが設置される「はなみずきホーム」

墨田区議会発行の広報物紹介

墨田区議会では、区議会が、皆さんのより身近なものになることを目標に、各種の広報物を発行しています。

◎区議会だより

区議会定例会のもようを中心に掲載したもので、新聞折り込みで全戸配布しているほか、区施設や区内駅などの広報スタンドに置いてあります。

◎墨田区議会史

これまでの区議会の活動の模様を、時代背景等を交えて興味深く記述したもので、頒布販売のほか、区内図書館等で閲覧もできます。

◎区議会のしおり

区議会のしくみや区議会のしごとなどをわかりやすく解説したもので、区議会を訪れた方々にお渡ししています。

みなさんの声

「請願・陳情の
審査結果」

今定例会には、陳情4件と請願1件が提出されたほか、平成8年第1回定例会で継続審査となった陳情2件については、所管の委員会へ審査され、最終日の本会議で次のとおり決定いたしました。

採択したもの

●「趣旨に沿うよう努力されたい」との意見を付して執行機関に送付したもの

▽除籍簿・削除された戸籍の附票等の保存期間の延長に関する陳情

第1項 除籍簿・改製原戸籍の保存期間を現行の80年から100年にすること

◎意見書を提出したものの
▽「サッカーくじ法案」反対に関する陳情

●「趣旨に沿うこととは困難である」との理由により不採択としたもの

▽「趣旨に沿うこととは困難である」との理由により不採択としたもの

◎「趣旨に沿うこととは困難である」との理由により不採択としたもの

▽不動産登記に係る登録免許税の抜本的見直し等に関する陳情

●「趣旨に沿うこととは困難である」との理由により不採択としたもの

▽不動産登記に係る登録免許税の抜本的見直し等に関する陳情

請願・陳情のしくみ

区議会は、区民のみなさんの区政に関する希望や要望を請願や陳情として受け付けています。

請願・陳情とは

請願は、憲法に保障された「請願権」の趣旨に従い、皆さんの意思を政治に反映させるためのもので、議員の紹介が必要です。

一方、陳情は、議員の紹介を必要としない点で請願とは異なりますが、本区議会では、内容が請願にあてはまるものについては、請願と同様に取扱いしています。

請願・陳情の取扱い

受理した請願・陳情は、本会議において所管の常任委員会に審査を付託します。審査を付託された常任委員会では、内容を十分に検討したうえで、取り上げられるものは「採択」、取り上げられないものは「不採択」の結論を出します。

また、採択した請願・陳情は、区長等の執行機関への送付、国や都等へ意見書を提出することで請願・陳情の実現を図ります。

請願・陳情の出し方
請願・陳情は、わかりやすい文書で、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所(法人の場合は、その所在地及び名称)を記載し、請願者(法人の場合は、その代表者)が署名又は記名押印していただくこととなります。

定例会で決まった議案

今回の定例会で決定した議案は以下のとおりです。

●区長提出議案

〈条例〉

- ・災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例
- ・墨田区乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

〈予算〉

- ・平成8年度墨田区一般会計補正予算

〈契約〉

- ・区分所有建物の買入れについて
- ・物品(葛飾北斎肉筆画)の買入れについて
- ・物品(ロジャー・キース博士所蔵資料)の買入れについて
- ・錦糸町駅北口自転車駐車場整備工事(内外装仕上・整備工事)請負契約

〈その他〉

- ・特別区道路線の認定について
- ・墨田区有通路の設置について

●議員提出議案

- ・首都機能移転反対に関する決議
- ・「スポーツ振興投票(サッカーくじ)法案」の提出に反対する意見書

請願・陳情の書き方(参考例)

(本文)	(表紙)
<p>平成 年 月 日</p> <p>請願(陳情)者住所 署名または記名押印 ほか……………名</p> <p>墨田区議会議長 ……………様</p>	<p>……………に関する請願(陳情)</p> <p>紹介議員(陳情の場合は不要) 署名または記名押印</p>

議会用語の基礎知識

請願・陳情の審査結果の処理(執行機関に対する送付)

議会が受理した請願は、会議規則に定める手続きに基づいて審査を行い、採択、不採択を決しますが、議会の責務はそこで終了することにはなりません。

特に採択の場合、議会がその請願の願意を妥当と認めたとのことで、願意実現に向け、議会の権限

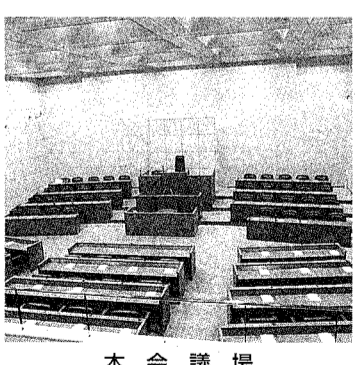
内での努力する義務があります。具体的には、請願の内容の多くが執行機関の作為、不作為を求めらるるもので、①採択請願を執行機関に送付する、②議会に対し作為を求めているものは、議会において適切な処理をする一こととして、地方自治法125条では、議会は採択した請願で当該普通地方公共団体の長等が措置することが適当と認めるものは、これらの者に送付し、かつその請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができますとされています。

この規定は議会に提出される請願の大半が執行機関の行為を求めるものであることから、採択して議会で対応できない事項の適切な処理方策として定められたものであり、また採択した議会の責任と議会の監視機能を補完する意味から、処理経過の報告を求めることとされたものです。

送付を受けた長等は誠実に処理することは当然ですが、法的には拘束されることはないため、請願処理を検討しその判断に基づき、可能なものは願意にそって処理し、不可能なものは、その理由を付して議会に報告することになります。

墨田区議会規則第91条では、陳情書の処理として、「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとす」とされています。

いよいよ夏本番です。皆様いかがお過ごしでしょうか。次の区議会定例会は、9月に開く予定です。本会議や委員会は、一般に公開していただきますので、ぜひ一度傍聴されてはいかがでしょうか。これからも、わかりやすい紙面づくりに努めてまいります。区議会事務局調査係



本会議場



委員会室

編集後記

区議会事務局から